島根県核燃料税の変更について

1.島根県核燃料税変更の理由 [島根県協議書抜粋]

島根県では、昭和55年4月に法定外普通税として核燃料税を創設し、その後継続して、環境安全対策や災害時における避難路等の整備を含めた民生安定対策、生業安定対策などの施策の財源に充当してきました。

平成27年度から施行されている現行条例では、福島第一原子力発電所の事故を契機に原子炉の運転停止による核燃料税の税収が確保できない状況が長期化していたことから、新たに、運転停止中においても課税できる「出力割」を導入し、安全対策等の財政需要への対応を図ったところです。

その後、中国電力株式会社は、原子炉に対する規制が抜本的に見直されたことなどから島根原子力発電所1号機の廃炉を決定し、平成28年7月4日、原子炉等規制法に基づいて、原子力規制委員会に1号機の廃止措置計画に認可申請を行いました。

この申請が認可されれば、現行条例の規定では、認可の日の属する月をもって出力割の課税ができなくなりますが、認可の前後で、原子力施設があることに変わりはないため、認可後も安全対策等に必要な財源を安定的に確保する必要があります。

このため、廃止措置計画認可後も引き続き出力割の課税を継続することとし、「島根県核燃料税条例の一部を改正する条例」で関係する条項の改正を行いましたので、地方税法第259条第1項の規定に基づき、協議するものです。

2. 島根県核燃料税の概要

課	税団	体	島根県
税	目	名	核燃料税(法定外普通税)
課	税客	体	①価額割:発電用原子炉 <u>(原子炉等規制法に規定する</u> 認可を受けた廃止措置計画に係るものは除 く。)への核燃料の挿入 ②出力割:発電用原子炉を設置して行う <u>運転及び廃止</u> に係る事業
課	税 標	準	①価額割:発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割:発電用原子炉の熱出力
納和	锐 義 務	者	発電用原子炉の設置者
税		率	①価額割:100分の8.5 (発電用原子炉の設置後最初に 核燃料の装荷が行われた場合は100分の17) ②出力割:40,600円/千kW/課税期間(3か月) 発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るも のである場合は63,000円/千kW/課税期間(3か月)
徴	収 方	法	申告納付
収。	入見込	額	(平年度) 1,139百万円
非言	課 税 事	項	_
徴税費用見込額			(平年度)0.4百万円
課税を行う期間			5年間(平成27年4月1日から平成32年3月31日まで)

[※] 下線部が変更箇所を示す。

3. 同意要件との関係

島根県核燃料税について、地方税法第261条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

- 〇地方税法 (昭和25年法律第226号) (抄) (総務大臣の同意)
- 第261条 総務大臣は、第259条第1項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。
 - 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
 - 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
 - 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。
- (1)「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

発電所に対する税としては、電源開発促進税(国税)があるが、今回変 更を予定している島根県核燃料税の課税標準は「発電用原子炉に挿入され た核燃料の価額」及び「発電用原子炉の熱出力」であり、一方、電源開発 促進税は「販売電気の電力量」とされていることから、課税標準を異にし ている。この他、形式的にも実質的にも国税又は他の地方税と課税標準を 同じくするものは認められない。

(参考) 島根県核燃料税と電源開発促進税との比較

項 目	島根県核燃料税	電源開発促進税
納税義務者	発電用原子炉の設置者	一般送配電事業者
課税客体	①価額割:発電用原子炉(原子炉等規制法に規定する 認可を受けた廃止措置計画に係るものは除 く。)への核燃料の挿入 ②出力割:発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止 に係る事業	販売電気
課税標準	①価額割:発電用原子炉に挿入された核燃料の価額 ②出力割:発電用原子炉の熱出力	販売電気の電力量
税 率	①価額割:100分の8.5(発電用原子炉の設置後最初に 核燃料の装荷が行われた場合は100分の17) ②出力割:40,600円/千kW/課税期間(3か月) 発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るも のである場合は63,000円/千kW/課税期間(3か月)	375円/千kWh

② 住民の負担

特定納税義務者である中国電力は、年間売上高 1 兆1,505億円 (平成27年度決算ベース)の企業 (注)であり、本件条例による 負担は約11億円程度であり、著しく過重な負担となるとは言え ないと考えられる。

また、仮に核燃料税が電力消費者に転嫁されたとしても、その電力料金に及ぼす影響は、標準家庭(300kWh/月)1世帯当たり5.95円/月(1kWh当たり0.01983円/月)と見込まれる(島根県試算)。

この試算結果を踏まえても、今回の変更によって、住民の負担が著しく過重となるとは言えないと考えられる。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

- (注)中国電力の経常利益は平成27年度決算ベースで392億円である。
- (2)「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。」

島根県核燃料税は、地方団体間の物の円滑な流通を阻害するような内国関税的なものとは言えず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3)「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。」

福島第一原子力発電所の事故以降、国においては、原子力発電について、より高い安全性を求める方向性を掲げているところである。島根県核燃料税は、島根県及び島根県内の関係自治体における安全対策事業等の財源となるものであり、原子力発電における国の政策の方向性と軌を一にするものである。

このことから、「(1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に 照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

以上により、今回変更を予定している島根県核燃料税については、地方税法 第261条に規定する不同意要件に該当する事由がないと認められると判断する。